

労務通信

2018.4月号

手当等を活用し、従業員に会社近くへ
居住してもらう試み



◆「引っ越し難民」発生中！

今年は、希望のタイミングで引っ越しができない「引っ越し難民」が発生しているという報道が続いています。もともと3～4月は、会社の転勤や学校の新学期に伴う異動期であり、年間引っ越し件数の3分の1が集中する繁忙期ですが、特に今年は人手不足や働き方改革による業界の営業時間短縮の影響もあって、引っ越し業者が確保できない事態となっているようです。

ここでは、従業員の住居と職場の距離について考えてみましょう。

◆通勤時間は片道40～50分

NHKが5年ごとに行っている「国民生活時間調査」によれば、2015年の平均通勤時間（往復）は1時間19分で、1995年からほぼ変わっていません。都市規模別では東京が最も長く、1時間42分となっています。

◆従業員が職場の近くに住んでくれるメリット

従業員の立場では、必ずしも職場の近くに住みたいとは限りませんが、会社としては、従業員が事業所の近くに住んでくれたほうが喜ばしいものです。長時間通勤で疲弊することなく業務で力を発揮できる、通勤手当が低額、緊急の業務や自然災害時の出退勤が容易、といったメリットがあるからです。

◆「近距離手当」を活用する企業

居住地をどこにするかは、言うまでもなく各従業員が自由に決定すべきことであり、会社は一切の強制をしてはなりません。

その代わりに、職場の近くに住む従業員に「近距離手当」を支給することで、自発的に職場の近くに引っ越ししてもらうという方法があります。

「半径〇km以内」や「本社最寄り駅から〇駅以内」に住む者に対し「月額〇万円支給」という形式が典型的で、クックパッド、サイバーエージェントほか様々な企業が採用しています。

◆引っ越し手当と注意点

似たような趣旨で「職場の近距離への引っ越し費用を補助する」という手当もあり、ロコンドやグリ

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころの健康』相談窓口へなどが採用しています。ただし、今年のように引越し業者の確保すらままならない場合、引越し費用が思わぬ高額となる恐れもあります。

手当の不正受給を防ぐためにも、「〇回まで」「〇万円まで」など上限を必ず規定することが重要です。

法改正情報

◆日本年金機構においてマイナンバーによる届出が開始されました（平成 30 年 3 月 5 日より）。

平成 30 年 3 月 5 日より、日本年金機構においてマイナンバー（個人番号）による届出・申請が開始されました。これまで基礎年金番号を記載して届け出していた書類に、今後マイナンバーを記載して届け出るようになります。

マイナンバーを各種届書等に記入いただくことで、基礎年金番号の記入は不要となり、また住基ネットから日本年金機構が住民票上の住所を取得することが可能となりますので、資格取得時の被保険者住所の記載を省略できます。今後、被保険者の住所変更届や氏名変更届についても届出を省略できます。

これに伴い、各種届書の様式が変更となっておりますのでご注意ください。

◎変更となった主な届書様式

- ・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届
- ・厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届

統合

- ・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届
- ・厚生年金保険 70 歳以上被用者不該当届

統合

- ・健康保険 被扶養者（異動）届
- ・国民年金 第 3 号被保険者関係届

複写様式から単票様式に変更

- ・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届
- ・厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届

統合

その他、賞与支払届や月額変更届の様式と 70 歳以上被用者の届書が統合され、またこれまでの A 4 横様式から A 4 縦様式に変更されています。

詳細は日本年金機構のホームページよりご確認をお願いいたします。

◎日本年金機構ホームページ

～マイナンバーによる届出・申請についてと平成 30 年 3 月からの様式変更について

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201802/2018022001.html>